

基準風速について

熊本県内における建築基準法施行令第87条第2項の基準風速 V_0 (m/s)の数値は、以下のとおりです。
 熊本県の基準風速 V_0 (m/s)は、30、32、34のいずれかになります。

平成12年建設省告示第1454号(抜粋)

第2 令第87条第2項に規定する V_0 は、地方の区分に応じて次の表に掲げる数値とする。

(1)	阿蘇郡のうち小国町及び南小国町	30
(2)	熊本市のうち旧鹿本郡植木町の区域 山鹿市 菊池市 合志市 阿蘇市 玉名郡のうち和水町及び南関町 菊池郡大津町及び菊陽町 阿蘇郡のうち産山村、高森町、南阿蘇村及び西原村 上益城郡山都町のうち旧阿蘇郡蘇陽町の区域	32
(3)	熊本市(旧鹿本郡植木町の区域を除く) 八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 天草市 上天草市 宇土市 宇城市 下益城郡美里町 玉名郡のうち玉東町及び長洲町 上益城郡御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町(旧阿蘇郡蘇陽町の区域を除く) 八代郡氷川町 葦北郡芦北町及び津奈木町 球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、 球磨村、あさぎり町 天草郡苓北町	34
(4)～(9)	熊本県該当無し	36～46

熊本県における基準風速

